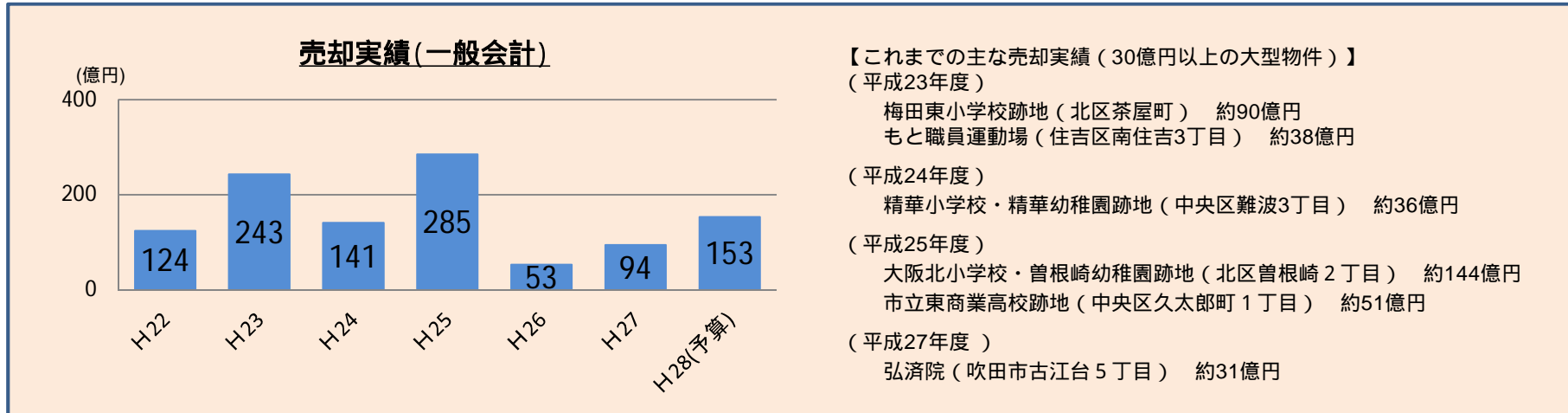


## 未利用地の有効活用等について

### 【これまでの取り組みと実績】

- ・大阪市では、未利用地の処分・有効活用を促進するため『大阪市未利用地活用方針』を策定し、市民の貴重な財産である未利用地については、厳しい財政状況のもと、土地の保有の必要性とのバランスを考慮しながら、可能な限り売却に取り組んできました。また、市政改革プランにおいても、周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意しつつ、可能な限り売却時期を明らかにして計画的な売却などに取り組むこととして推進してきました。
- ・未利用地の有効活用にあたっては、平成22年度から30年度までに一般会計で1,500億円の売却を目標として取り組み、平成27年度までに約940億円の売却を行ってきました。



### 【市政改革プラン2.0における取組】

#### (現状と課題)

- ◆ 大阪市の市税収入は依然として低い水準にあり、歳入確保が引き続き必要
- ◆ 未利用地は、大阪市が都市として有しているポテンシャルを引き出すための経営資源でもあるため、地域の活性化や賑わいの創出など、まちづくりに資する有効活用に取り組むことが必要
- ◆ 一方で、これまで未利用地の売却を推進してきたことで、商品化に時間を要する土地が残るなど、年々売却が難しくなっており、結果として、長期間未活用の土地が多数存在している。

#### (取組の方向性)

- **周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意しつつ、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進めます**
  - ・ 未利用地の商品化について全庁的な進捗管理を行い、売却を促進するとともに、商品化に関する専門的な知識やノウハウについて全庁的な情報の共有化を図ります。
- **個々に施策決定されて貸し付ける場合や売却が困難な土地、売却・事業化に相当な期間を要する土地については、長期的あるいは暫定的な貸付による有効活用にも取り組みます**
  - ・ 将来の行政需要に備えるため保有しておく必要のある土地、土壌汚染や地下埋設物などの処理費用が土地価格を上回るなどの処分困難な土地、売却までに多くの期間を要する土地など、貸付を検討することが適当と判断される未利用地については、『貸付検討地』として長期的あるいは暫定的な貸付による有効活用を積極的に推進していきます。